

みんなでさせさえる 国保会計

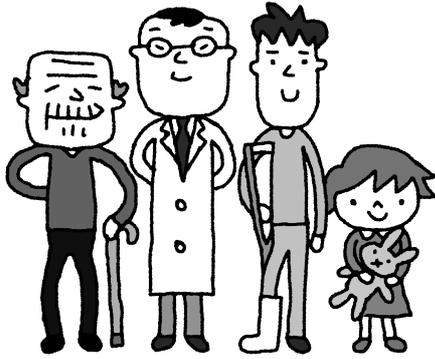


**交通事故にあったとき
国保加入者のみなさんは届出
が必要です**

今回は、国民健康保険（国保）に加入されているみなさんが、交通事故など、第三者の行為によってケガをして治療を受ける場合についてお知らせします。

交通事故による治療についても、国保で治療ができます。ただし、その場合は、交通事故証明を添付した、届け出が必要です。

※後期高齢者医療（後期）も同じです。



1、警察に届け出る

交通事故にあつたら、加害者の運転免許書、車のナンバーなどを確認してください。

そして、警察に届け「事故証明書」を交付申請してください。

2、病院で治療を受けるときは

保険証を病院の受付で提出し、交通事故であることを伝えてください。そうすれば、国保・後期で治療が受けられます。（国保・後期が一時的に加害者にかわって医療費を支払います）

3、国保・後期の窓口へ届け

「事故証明書」が交付されたら、必ず国保・後期の窓口へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。届けの用紙は国保・後期の窓口にあります。

*国保は、加害者・保険会社などに医療費の請求を行います。

4、届け出に必要なもの

- 印鑑
- 保険証
- 事故証明書
- そのほかの書類は役場にあります

黒潮町での第三者行為（交通事故など）による納付金

年度	件数	金額
15	2	772,053
16	6	2,607,910
17	3	1,161,659
18	7	5,696,886
19	8	5,038,945

※国保分のみ

ご不明なことがありましたら、お気軽に国保・後期の担当窓口にご相談ください。

○お問い合わせ

- 大方総合支所
- 健康福祉課 国保係
- ☎ 43-21116（直通）
- 佐賀総合支所
- 健康福祉課 保険福祉係
- ☎ 55-3112（直通）

裁判員制度シリーズ②

【お問い合わせ】高知地方裁判所 ☎088-822-0340

Q2 どのような事件を扱うのですか？



A2 裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。



- ①人を殺した場合（殺人）
 - ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
 - ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
 - ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
 - ⑤人が住んでいる家に放火した場合（現住建築物等放火）
 - ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
 - ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）
- などです。

このような事件であっても、被告人の言動等により、裁判員やその家族に危害が加えられたり生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがあります。